

事 務 連 絡

令和 7 年 1 1 月 2 1 日

事務担当者 様

一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会

令和 7 年度 給与改定に伴う互助会費の差額について（依頼）

日頃より当互助会の運営について、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、令和 7 年度の給与改定状況及び互助会費の差額の有無について、別添の調査票により令和 7 年 1 2 月 1 2 日（金）までに回答をお願いします。

なお、給与改定が実施され、会費の差額が生じた場合は、下記により処理いただきますようお願いします。

記

1 遡及して給与が増額された場合

- (1) 差額は速やかに納入してください。
- (2) 別添「給与改定に伴う会費差額内訳書」により互助会へ差額の内訳を報告してください。差額内訳書の提出は、納入日（必着）までにお願いします。

※別添の差額内訳書に代え、所属所独自の集計様式（電算による集計等）を添付しても差し支えありませんが、必要事項に漏れがないようご注意ください。

※差額内訳書の様式は、互助会ホームページにも掲載しています。

（現職会員 > 会員資格と会費 > 市費・特認会員の手続きについて > 「3. 市費・特認会員（共通）（2）会費の納入方法 給与改定に伴う会費差額内訳書」）

2 遡及せずに給与改定が行われた場合

改定月から新給料額に基づいた会費を納入してください。

問合せ先：会費担当

TEL 043-223-4119

FAX 043-224-6763